平成30年度

第1回大阪府子ども施策審議会子どもの貧困対策部会

日時 平成31年3月18日(月)

13:00~15:00

場所 新別館北館1階

会議室兼防災活動スペース 2

〇部会長 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい時期にお集まりいただき、ありが とうございます。

子どもの貧困対策では、ずいぶん動いていて、国も先週、内閣府の子ども貧困対策会議がございました。大阪の自治体がご報告をされました。貧困対策2016年の大変な調査をしたあのときに市独自で府立大学(大阪府立大学)に委託を受けて一緒にやっていた自治体の報告でした。

それから、門真市さんが大阪府がバックアップされてずっとともに、大阪府が引かれたあとも頑張っておられて、テレビでも今月と来月と報道される予定でいらっしゃいます。地域力を上げていくというところで非常に成功をしておられるお話。それも1つ、グッドプラクティスで、私も初めの挨拶として大阪府の施策の動きが市町村・自治体にいろいろな波及をして各自治体が動いておられるということをまず初めにご報告したいと思いました。それは、全国ネットで注目されているマスコミとか、国の方でも注目されているところでございます。ぜひ、そこの原点にはここの計画策定部会のご意見とか調査とか色々なことが影響しておりますので、委員の皆さんの忌憚のないご意見を本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、今日の議事に沿って進めたいと思います。「子どもの貧困対策に関する具体的取組みの進捗状況」について資料1-1、資料1-2について事務局からご説明をお願いいたします。

一事務局説明一

議事(1)「子どもの貧困対策に関する具体的取組」の進捗状況報告

〇部会長 はい。ご説明をありがとうございました。それでは、委員の皆さまから事務局 の説明に対してご意見等ございましたらお願いします。

〇委員 同友会では、去年と今年で子どもの貧困に対し、企業として、この社会問題等を どのようにとらえて、どのように対処するかということを話し合ってきました。そのアウ トプットとして、各企業、経営者個人のレベルで見まして、子どもに対して何らかやって いるということがありますので、それを一覧化して、カタログ化した上で子ども食堂の運 営者さんであったり、居場所づくりの運営者さんであったりに提供しようということを今、 考えております。

その中で1つ、ボトルネックであったのが体験機会の提供だったのですが、そこへ交通 費がどうしてもボトルネックになっていたところを今ご説明いただきました最後のところ で「子ども輝く未来基金」ではそこを手当するとおっしゃっていたのでこれはボトルネッ クを解消するよい項目だと思いますのでまた、これを持ち帰りまして会の皆さんにお伝え しようと思っています。それが1点目。

もう1点ございまして、経済的支援という中でひとり親ということがクローズアップされています。これは非常に大事なことだと思っておりまして、われわれ同友会の中でも相

対的に貧困な世帯を分析していく中で、ひとり親世帯よりもむしろ2人親以上の世帯のほうが多いということがあるのですが、ただ、ひとり親の方の年収が平均で180万円台というところが非常に問題視されておりまして、うちの会員さんの中でも「貧困って自己責任だろう」という方もいらっしゃいますが、それを少し差し置いてでも、頑張っているのに貧困ラインを超えることができない層には全力で手当をする必要があると思っています。

そこを何とかしようということで今、探している数字が「ひとり親の就労希望の中で条件が何なのか」と。「賃金がこのくらいあれば頑張って就労します」と。就労するための必要十分条件を示す数値です。「預かり保育のサービスがあるのであれば、時給がそこそこ低くてもすぐに就労したいです」というような具体的なアンケート結果があると企業の経営者に届くのではないかと。署名だといくら集まっても「ふーん。そうか」で終わってしまうのですが、アンケートの結果で数字があると関係者でも考える方が非常に多いですからそのような情報があればぜひ、教えていただきたいと思います。私からは以上です。

〇部会長 ありがとうございました。貴重なご意見、今後の調査でも生かしていくことができるご意見ではないかと思います。ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。 〇委員 すみません。私のほうから。事務局のほうからは概要版の中に触れられなかったところで、資料の1-2でしょうか。詳細のほうで「経済的支援」の1番目。生活保護制度に関してなのですが、全体の予算が示されていますが、ご存知のように大部分が高齢者がメインの制度ですから、とりわけ、子どもの貧困対策という観点で見たときに生活保護制度の中でどのように現れてきているのかというデータをぜひ、お示しいただきたいと思います。

それから、制度改正で、とりわけ平成30年度からここで書かれているように大学進学の給付金等もプラスアルファで増額された部分もありますが、減額された部分もありますので、加算のほうが廃止になった世帯もございますので、そのような給付額全体と引き下げの影響がとりわけ、子どもの貧困対策に逆行しているかと思いますので、国の施策の流れを受けてどのような影響が生活保護世帯、貧困世帯の子どもにあるのかということを少なくとも大阪府のレベルでは、個々に状況を把握していく必要があるかというように思います。以上です。

〇部会長 ありがとうございました。今の点について何か事務局からありますか。

○事務局 生活保護世帯の高齢者が多いのではないかというところで、子どものいる世帯の割合というところがわかればということでお話をいただいたのですが、現在、子どもがいる世帯ということではっきりとした率というものが今現状は持ち合わせていない状況です。これ、母子世帯につきましてどのくらいあるかということでいきますと、平成28年度で全体の世帯のうちの7.1%(パーセント)が母子世帯というところは出ております。 ○事務局 社会援護課でございます。生活保護につきましては、昨年の10月に基準改定がされたところでございます。国の基準改定ということですから、大阪府としてといいますか、基準額につきましては全国共通になっているところです。そして、先生がおっしゃ ったように高齢世帯というのが非常に顕著になっておりまして、それで、高齢の単身世帯が非常に増えているということで、特段、子どもに注視して数字等につきましては今、おっしゃったように事務局にも一応、世帯ごとでは分類はあるのですが、子どもに特化してというような抽出方法はしておりませんのでそこは今後、どのようなやり方があるのか考えてみたいと思います。

子どもさんの貧困という意味では、大学進学にかかる分については、世帯分離というやり方を取って大学進学にかかる分としては一定、制度も充実されておりますので、徐々に子どもの貧困について適切な施策ができるように注視していきたいと思っております。

〇部会長 ぜひですね。私も横からで大変申し訳ありませんが、子どもの貧困対策として どのようであったのかといった意味では、ぜひ、その子ども世帯を追ってもらうことがで きればと。大変な作業だということは十分に承知しているのですが、そのように思ったことが1つと、それからこの、大学の給付金の増額。引き下げがあったり増えたり、世帯に よって色々と違うということが先ほど、委員からお話があったのですが、そのあたりも追っておられるか内部で分析をされているかということを少しお聞きしたいと思ったのです。 〇事務局 特に分析ということは、現在はしておりませんが、大学進学にかかる分につきまして、昨年の4月から出ておりまして、そのようなことについては教育委員会のほうに も情報提供等をしまして、福祉事務所、それと適切な相談等で早めにするとか、そのような取組みに対してはさせていただいているところです。

〇部会長 ありがとうございます。この間の内閣府の会議でも話題になっているのですが、 大学進学率が上がったという何か大まかなパーセントだけで追っていては見落とすところ があるので、今、委員が提案されたような増減のところでどのような実態がどのようになっているのかということをぜひ、分析してくださるとか、数値的に提供してくださればと 思いました。何か追加があれば。

○委員 世帯累計等で母子世帯のパーセンテージで一定見るということもあるかと思うのですが、加えて年齢区分で例えば、18歳末満の人数が何パーセントいるのか、何人いるのかということであるとか、ごく一部に限られるかもしれませんが、教育扶助の受給者数は少なくとも大阪府のレベルで把握されているかと思いますので、小学校・中学校に限定される数字ではありますが、教育扶助の受給者数、それから受給率も出るかと思いますので、一定の数として他の金銭給付例えば児童扶養手当とか児童手当は受給者数が同時にここで示されていますので、生活保護制度の中でもぜひ、子どもの実態がわかるような数字を、簡単ではないかもしれませんが出していただければと思います。

- ○事務局 はい。何ができるかも含めまして検討していきたいと思います。
- 〇部会長 はい。ぜひ、よろしくお願いいたします。
- 〇委員 生活保護の話も出ていましたが、母子家庭の生活保護というものは、思っている ほど割合としては全体からすれば大きくないと思うのですよね。それと、生活保護を受け ていても丸々生活保護に頼っているのとそれから、お母さんが働きながらではあるけれど

もそれでも給料が少ないのでその分を生活保護に頼っているというそのような層もありますので、そのあたりでかなり違いが出てくると思うのですが。先ほどおっしゃったように母子家庭の自立のほうが私はもう、その生活保護よりもそこから抜け出して自立する。そして一生懸命働いているお母さんがやはり給料が少ないので生活保護に頼らざるを得ないというケースがかなりあるようですからそのあたりをもう少し、働くお母さんの自立支援ということに。いつも言っているのですが、とにかく、お母さんの経済的自立ということが一番、子どもの貧困を失くすということだと思うのです。それをまた改めてこれからもぜひ、推し進めていただきたいと思っております。

それと、スクールソーシャルワーカーも、会議が始まったころから毎年必ず各学校に常 駐させるというお話を出していただいておりますが、まだなかなかこれは遠い話なのでしょうか。やはり、学校現場の声、保護者の声からもそのようなものがかなり出ております。 常に見ている顔の方と相談をさせていただきたいというのが希望だということなのですが。 〇部会長 はい。ありがとうございました。そうしましたら、スクールソーシャルワーカーの質問です。

○事務局 今、先生がおっしゃいましたスクールソーシャルワーカー等の配置の件なのですが、報告では、平成29年度、平成30年度の話をさせていただいたのですが、次年度(平成31年度)につきまして先にお話をさせていただきますと、こちらの事業は拡大させていただきまして次年度からは、政令市・中核市という所を除いた所で府内の35市町村の中学校区131校区にはスクールソーシャルワーカーを配置していこうと考えております。だから、昨年度に対して大きく拡大させていただこうという方向性を持っております。よろしくお願いいたします。

〇部会長 はい。ありがとうございました。市町村と連携をしながら全市に配置が行き、中学校区に1校になるという意味ですね。

〇委員 119の事業というものが設定されて、それとの関係の進捗状況ということになるので、それに少し関係はするのだけれども、直接、119にない問題意識とかそのあたりがかなり気になっています。以前の審議会の中でも子どもの食の問題とか関係の部分が先生を中心にまとめていただいた冊子の中でも非常に位を上げています。

大阪は中学校給食が非常に遅れていて、平成22年まではほとんど限りなく、ゼロに近いような状況だった。そして平成23年から5カ年で一定の方向を出して、ほぼ100%、全員、喫食状況を追求していこうということでやってきたと思うのですね。しかし、全員給食ではなくて、選択制の行政もある。そしてその選択制の行政の中では、先ほどから、貧困の問題からいいますと、生活保護家庭の子どもがその中学校給食の対象になっている、これは、法律からいえば極めて当たり前ということで。若干、市町村によっては何年間か生活保護家庭の子どもからも給食費を取ったりというケースが見られました。同時に就学援助の受給家庭に対しては、平成22年にまとめたペーパーでは、計画的に就学援助受給家庭に対しては、平成22年にまとめたペーパーでは、計画的に就学援助受給家庭に対して無償にするような方向を出したと思うのですね。しかしながら、「財政的には

応援しませんよ」ということがその報告書の中にもあったので、取組むのも取組まないのも個々の自治体になっていて、およそ私の記憶では、2年くらい前の記憶では、11、12の自治体が選択制をやって、そのうちの半分くらいは大阪府が就学援助の受給家庭に対する給食費を無償にするという方向を出しましたが、半分くらいはまだそのまま、私がいる行政区も含めて堺、富田林、羽曳野、松原、八尾、もう1カ所くらいですか。それらは今も就学援助の受給から外していますので、子どもたちが小学校のときは給食費は出さなくてもよかったのですが、中学校になるといるというこのような状況とか、このような関係のものの進捗状況というものは119に入っていませんからぜひ一度、出していただきたいと一つは思っております。

それから、先ほど、SSWの関係のことにつきましては、大阪府枠は大阪府枠で持っているのだけれども、市町村枠の関係の部分は、それぞれの自治体に左右されているわけでありまして、まだまだ非常にオール大阪的に十分な体制が整っているかどうかということでいうとやはり、もっと前進するような方向性がいるのではないかと思っておりまして、大阪府としてそのSSWの枠を、時間を多くということについては理解できます。私の娘も一時、SSWのメンバーでありました。しかしながら、週に1回の関係でありまして、第1週は柏原へ行き、第2週は河内長野へ行き、第3週は泉州へ行きというそのような状況で本当にSSWとしての職務を果たすことができるかどうかということも含めてありまして、それについては、非常に経済的にもそれから、位置づけ的にも不安定な状況のままで、何か衝動買いのようなことで本当に間に合うだろうかということも含めて、苦労をかけている方の努力を無視するわけではないのですが、そのあたりが非常に気になります。

それから、最後ですが、他の調査を行い、そして従来やっていた事業を一度チェックして、そして118個プラス1事業をスタートした。もう1回、リニューアルしてスタートしました。これはある意味で例えば、階層としてのひとり親の関係の部分とか色々な関係に、子どもの貧困などの関係のものがどの階層にあるのかということをある程度、出したものです。同時にその人たちは、面として住んでいるわけですからどの面に貧困が集中しているかということ等を含めてやはりここもある程度、明らかにしなければいけないであろうと。そして、その集中している貧困状況をどのように面として、例えば小学校区として、中学校区として幼稚園の校区なども含めて解決の方向が必要ではないのかと。

そして、平成30年に国土交通省の住宅調査の関係、これは5年ごとにやっています。 一番、新しいデータは平成25年だと思うのですが、例えば、公営住宅に非常に貧困が集中していないか。非常に古い公団等に集中していないか。これは町づくりのところにもそのような論議があるわけですが、そのようなこと等の問題と、21年くらい前に起こった小1プロブレムがその問題で非常に大きな社会問題になった部分というものを重ねながらさらに実態把握がいるだろう。そしてその問題の延長線上に学力の問題や先ほどの進学率の低さの問題。それに対する対処療法的な支援の論理と同時にそこにいかない小1段階までの色々な手立てのようなことなども含めないと対処療法ばかりに手立てを打つというこ とになると根治療法に対する手立てがやはり必要であろうと思っています。また、根治療 法の関係の部分を少しやって素人なりの問題意識を述べたいと思います。よろしくお願い いたします。

○部会長はいい。ありがとうございました。

○委員 本当に給食費の件は、現場にいたときにやはり、使ってしまうのですよね。生活 が苦しくなったときに。そして学校に払う給食費は厳しいということは本当に多々ある状 況で、地域、場所によってはおそらく、校長等と相談をして就学援助費をそのまま学校に 委任するような形であったりとか、そのような話がきちんとできればよいですが、やはり そのやり取りとか子どもは見ているわけですよね。子どもに毎月、給食費の封筒を渡すと いうことはどうなのかなとかそのようなことを不安にさせない形の取組みというのは大阪 府として、市町村はもちろん、取組んでいただきたいのですが、何か手立てというか給食 はその1食が命をつなぐこともあるのでぜひ、今後とも大阪府として取組みは進めていた だきたいと思うのと、先ほどひとり親の就業支援のところで例えば、いろいろな形で資格 取得等をしてその結果、就業者数が90%以上あるような形だったのですが、これ、色々 と数字を詳細に見させてもらったときに少し気になったことが、「就業したあとの中退者の 数は除く」と書かれていたのです。そして、本来的にいうと、そこを追いかけて調べる必 要があるのではないかと。というのも、就業した、要は働く意思はある。けれどもやはり、 そこを続けることができない何かがあるわけですよね。そこは企業としても行政としても 非常に知らないといけない部分なのではないかと。そこを知ることで「働き続けたいな、 自立していきたいな」と思っている人の何がそれを妨げているのかという。それは本当に 本人の努力が足りないのか、そうではないのではないかというところ。例えば、就職した けれども途中で辞めるという選択に至った人たちのことを。3カ月とか半年とかの単位で 「ご就職された方、どうですか今」ということが追いかけて調査できれば現実的に今、何 が足りなくて困っているのかということ、今、取組んでくださっていること以外にどのよ うなことが必要なのかということが見えてくるのではないかという気がしているので、仕 事の量的には大変なのではないかと思うのですが、就職しておしまいというのではなくて、 おそらくそこにまだ続けるには難しい色々な抱えておられる課題が、社会的課題があるの ではないかと思っているので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

〇部会長 はい。ありがとうございました。それでは、一通り皆さんの意見をお聞きすることができればと思ったので、前段にありました給食費の問題ですね。中学校になってからの給食費というところでのお答えとそれから、中退者に対しての追いかける何か対策をしておられるかということがありましたが、少しお答えいただけますか。

○事務局 中学校給食につきましては、今日は担当課が来ていませんので、詳細なコメントが把握できないのですが、食ということで非常に重要な質問だと思っています。先ほど、委員から119項目には載っていないという、確かにこの中には給食の項目はないというような今の状況です。来年度、平成32年度からの5カ年計画の策定にあたりまして、大

阪府の計画にどのような形で書くことができるかということも市町村との役割分担など踏まえながらその食という視点は考えたいと思っております。

あと、ひとり親の中途退職の関係につきましてもこれは後ほど説明をさせていただこうと思うのですが、大阪府の行政の福祉化というものにこの20年間取組んでまいりまして、今回の2月府議会にハートフル条例の改正(案)を提出させていただいて、その条例改正がなされたと。その中でいわゆる、中間支援組織というものですね。今、おっしゃっていただいたように最初の就職の雇用採用の部分だけではなくてそのあとの何らかのフォローアップ、そのような機能を充実させる必要があるのではないかということでそのような中間支援組織を来年度以降、認定をしていくという動きになっていますので、その中でおっしゃっていただいた機能の充実ということを検討したいと思っています。

〇部会長 ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。また、詳しい情報を教えていただきたいと思うのですが。いわゆる、中学校給食で選択制を取っている自治体の数とそれから、喫食率と、その喫食率の中で就学援助受給の家庭の子どもたちの喫食率の関係が非常に気になります。私の地域の子どもたちが通っている中学校の喫食率は20%をやっと超えた。そして、就学援助受給家庭はさらにそこから5ポイント近く低い状況等を含めて非常にあります。もう1点だけ。その生活保護家庭の選択制の関係の喫食率もぜひ、教えていただきたい。そして、生活保護家庭の子どもたちに対する給食費の徴収の関係も含めて。もはや取っている所はないと思いますが、スタートのときに何自治体かは、何年間か自己負担を保護費に入れないというような状況なども含めてあって、非常に辛い思いを子どもたちはしたという話も聞いておりますのでこれもあとでよいですから数字を、次回のときでよろしいですから教えてください。

〇部会長 はい。ありがとうございました。今後の対策部会で何をどのようにしていくか ということにも関係するご意見だと思います。先ほどもお願いしたようなデータで見える 化していくというご提案の一つかなと思いました。

私からも今日、『つなぎびと』を配布させてもらったのですが、2点ありますが、1点はそのように見えなくなっているという意味ではこれは、内閣府の会議でも話題になって、学校で把握するデータと乳幼児期の要支援データが一体化していってフォローしていく。虐待関連もそうですし、貧困関連もそうですし、課題が表面化していないことが問題になっていくわけですから、国もどんどん、ICTを活用してデータ突合をして早くにリスクのある人を発見し、支援していくことが検討されています。今、お話に出ていた中退していく方も早期に把握していくことができるようリンクしながら就労後も支援できるようなことができないかという議論もしています。ぜひまた、検討いただければと。

大阪府の教育委員会の中でも工夫されて検討されていますので、それはそのようなもの につながっていくものなのですということが1点。

それから、2点目は、母子家庭のお話があった、大阪府でこの資料1-1の上から2つ

目ですかね。どんどん促進しておられるということが非常によくわかって、このことがほかの企業などにもどのくらい広がっていっているかとか知れるといいですね。おそらく、同友会さんがモデルとして前を走ってくださっているので、同じように企業と連携をして調査とかモデル企業のアプローチなどを積極的に見える化することができればよいのではないかと思います。母子家庭などの優先雇用とかインテンシブのお話ですね。これは、皆さんとこの中で何度か議論になっていたポイントでした。以上です。

では、時間の関係もございますので、次の案件に。皆さんにいただいたご意見をぜひ、 生かしていただいて次に進めていっていただければと思います。では、議題2に移りたい と思います。議題2の説明。「ひとり親家庭と自立促進計画の進捗状況」について事務局か らお願いします。

一事務局説明一

議事(2)「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況報告

〇部会長 ありがとうございました。それでは、進捗状況の報告に対してご意見がございましたらお願いいたします。

〇委員 それぞれ例えば、分母と分子が合わないというか、状況に応じて多少のアンバランスはあるかもしれないけれども、このような取組みに対してこの市町村が取組んでいるか取組んでいないかということがかなり気になるのです。問題意識もありますが、市町村の財政状況のような関係と、つまり、自己負担が発生する場合というか、自治体の負担が発生する場合はやらない所があったりとか含めてですね。教育水準やSSWの配置状況やいろいろな関係の部分等で言いますと、北高南低になっていないか。北のほうは比較的高水準で、南河内や泉州方面等がやはり、例えばSSWの配置状況のあり方とか色々な関係等を含めて。その意味においてはやはり、それぞれの施策の中でそれぞれの自治体ごとの一覧表のようなものをきちんとつけて、「うちは、ここは取組むことができていないな」というようなことが市町村などが気づいたりとかそのようなことを含めて資料としては必要なのではないかということを1つ思っています。

それから部分、部分で、「政令・中核都市を除く」ということもわからないではないのですが、示し方では、118プラス最後の119番目の事業は政令都市・中核都市を含むのですよね。含まないのではなくて。それも補助の対象にしていて、3億円の配分の関係で一種の取り合いをしているというようなそのような状況等を含めて、少しあって、そこはどのように違うのかということが気になりました。

それともう1点。大阪府が非常勤の職員に採用うんぬんというところがありましたよね。 それはなぜその非常勤なのですかね。正職員。そうでないと非常勤で本当に貧困から脱出 できるのかなということも心配になったりとかも含めて。障がい者雇用のときには決して 非常勤の採用うんぬんとしていたことではないという部分もあるかもしれませんがそこは 少し気になりました。そこは、何か理由があるのであれば答えていただきたいと思います。 〇部会長 はい。ありがとうございました。まず、意見を出してもらってからまとめてお 答えいただこうと思います。ほかの視点ではよろしいですか。

〇委員 今、委員がおっしゃったように今度のこの会で取り上げて欲しいとずっと思っていたことはやはり、大阪府のほうで特にひとり親家庭などの就労のために就労の間をつなぐという意味とか仕事に馴らすというような意味などで臨時雇用というものがあるのですが、本庁のほうで常勤で雇っていらっしゃるというケースもありますし、しかしこの非常勤というのは、私はできれば官公庁が率先してこの非常勤からその常勤につなぐ道を広げて欲しいと思うのです。初めから常勤でなくても、非常勤で入っても常勤につなぐ道を要するに公的な機関からそれを進めていただかないと民間の会社に言ってもなかなかそれは聞いてくれないのではないかと思うのでそれをぜひ、してほしいと思うのです。

仕事を途中で辞めるということも非常勤の場合やはり、働き方で5年を経過すると常勤のほうへ、永久雇用に持っていかなければいけないということになっていると、余計にもう、非常勤の人は5年前に雇い止めということになってしまうわけなのですよね。それはもう現実にしておりますので「やはり来たな」と思いながらこれは何とか方法を考えていただかないとある意味、このどこかに出ていましたが、今、毎年の就労相談数、それから、就職数。それで、その就職数の中の半分はやはり非常勤なのです。このデータに出ているものでも。 だから、その人たちの自立支援というのは、その5年間で消えてしまうのかなという感じで。だからこの数字だけでは完全なる自立にならないということなのですね。就職をしていても。これは今、先生がおっしゃってくださったからあれなのですが。

相談件数も何か減っているようですが、これはやはり、ある意味、少子化、人口減も関わるかもしれませんが、私たちが見ていて、実際に相談に来る人。それから、いろいろな講習を受ける人、ここまでくる人はまだよいのです。しかし、ここまで来ることができないという層が現実には、私が見ているところでは確かにあります。これをどのようにして掘り起こすか、引き上げていくかということが最終的な問題になってくるのではないかと思いますし、私たちも一番、悩んでいるところです。

やはりこのPR。このようにいろいろなことをやっている、そして色々な場所があるということのPR。これをどのように広げていくか。非常に便利になりすぎてすぐに情報は取ることができるのですね。しかし、それ以下の人がいるのですよね。だから、普通の人は見てくれないわけ。特にもっと上の人になると見てくれない。だから、このところが本当に見て欲しいところを見てもらうためにはどのようにするか。これは本当に何か個人的な感情でものを言っているようですが、そこが一番、問題なのではないかと思いますし、深く掘り下げる。それから、広く知らしめるということを考えていただきたいと思います。〇部会長はい。ありがとうございました。違うご意見でございますか。

〇委員 例えばですが、今の話でも相談機能の充実のところで、母子・父子の自立支援相談のところは、やはり増えていますよね。主な内容のところは少し減っているのですが。 ということは、内容がより多岐にわたってきているのではないかと。個人個人の抱えてい

る課題というか、困り感は違うのではないかという意味でまた、支援は広く色々な多岐に わたってくるのではないかと思うのですが、現場の声としてぜひ知っておいていただきた いと思ったことは、今、まさに委員がおっしゃったように例えば、アンケートなどでは拾 うことができないしんどい家庭があるということなのです。このアンケート等手前で説明 に来てくださったときにも少しお話をしたのですが、アンケートに答えることが難しかっ たりとか、やはり、先ほどおっしゃったような相談機関にたどり着くことすらできないよ うなしんどさを抱えている人たちとどのようにつながっていくかというところは本当に課 題ではないかと。というのも、学校教育現場等でも。今も人材不足ですが、外国からの労 働される方がこれから増えられると。今でもたくさん、大阪では外国にルーツを持ってい る子どもそして、親がいますが、やはり、この私たちが発信しているものが誰でも読むこ とができるものだというわけではなく、これでは、困っている状況に届かない人たちがい るというところはおそらく常に意識の中に置いていただきたいと思いますし、それは障が い者雇用などの部分とか、学校でいうと障がいを持っている子に対する合理的配慮という 部分で常に意識をしなければいけないところなのですが、私が今、このように喋っている、 これでは伝わらない人がいるとか、色々な方法を、おそらくツールを増やしていかないと いけない時期に来ているのだろうと。言語的なものはもちろんですし、視覚であったりと か、そのあたりは本当に支援の方法であったりとかつながり方であるとか。セーフティー ネットの引き方というところでは、本当にこれからはこれまでよりももっと課題が広がっ ていくのではないかという気がしていますのでぜひ、そのアンケート等で乗ってこないし んどさを抱えている人。またそのような人は、自分がそのような状態であることを恥ずか しくて人に相談できないというような人もいらっしゃいますので、見えない虐待とか、見 えない貧困であったりとかにつながっていきますので、ぜひ、そのような困難さを持って いる人もいるということを知っていただいてまた課題として検討いただければと思います。 〇部会長 はい。ありがとうございます。何点かありましたので、事務局からお答えをい ただきたいと思うのですが、方法として少し私からも今出ていたことの中で関連するとし たら、例えばアンケートの取り方でも、ある自治体で困窮者自立支援のときのアンケート だったのですが、民生委員の人たちの協力を得て全校訪問でアンケートを記入するところ、 アンケートの書き方までフォローしたというような事例もございます。そのような自治体 もあります。先ほどから委員がおっしゃった「しんどい人ほど拾えてこない」という、相 談にも挙がってこないというあたりは、国の中でも非常に議論になっていて、例えば沖縄 が母子家庭に対する支援員と子どもの居場所事業の2つを打ちだされ、支援事業は家庭訪 問をして「就学援助制度というものはこのようなものだよ、このようにするのだよ」と手 続から丁寧に説明をしていくことで就学援助の申請が42%まで増えたのですね。大阪の 貧困調査では就学援助を受けることができるのに受けていない人が14.6%ありました。 1つのエビデンスが出た効果的なやり方ではないかという意見も出ています。だから、今 おっしゃったことはずっと話題になって、国も話題になっているのですが、実際が広がら

ず、大阪が沖縄のように示されると全国を牽引するのではないかと思っています。

では、質問が市町村ごとに出すことができるのかというお話も含めて、施策がどのようになっているのかというあたりも含め何点かあったのですがお願いします。

〇事務局 まず、政令市・中核市を含む、含まないという話なのですが、これは、法体系上、ひとり親家庭の支援ということでいきますと、市と福祉事務所を有する町村ですね。いわゆる、福祉事務所を単位とするというのが国のいろいろな支援事業の考え方でございまして、大阪府がフォローする部分となりますと、町村という形になりまして、国の事業を活用させていただいたときにはそのような形になります。

子どもの貧困対策事業費補助金ですが、このような大阪府独自の取組みにつきましては、 政令・中核市を除くということではなく、43市町村を対象にした取組みをさせていただいておりまして、そのようなところで若干、データを取るときにいびつな形になってしまうということはご了承いただきたいと思っております。

あと、北部・南部というような市町村単位でというお話をいただきましたが、北部・南部ということへの対応というわけでは決してないのですが、例えば、新子育て支援交付金、これは43市町村を対象としている部分の交付金の中で、例えば子ども施策に一生懸命取組んでいただいている市町村には交付金の配分を多くしたり、制度設計の中でそのような形にはさせていただいております。直接その市町村の頑張っている所を示すわけにはいかないのかというところについては、なかなか大阪府の立場ではそこは難しいのではないかと思っております。

あと、ひとり親家庭のお母さんのみならずですが、そのひとり親家庭の親御さんを大阪府で採用・雇用をさせていただくときに「なぜ、常勤ではないのか」ということにつきましては、地方公務員法に基づく採用ということで、一定の制約がございます。そのようなことで、従前より非常勤職員としての雇用ということを促進・推進させていただいてきたというところではと思っています。ただ、民間企業も含めて、雇用促進ということでいきますと、本年度から自立支援センター事業のほうの相談員を増員させていただいていまして、民間企業も含めて雇用が促進されるような取組みは今後も課題だと思っております。引き続き充実ということで考えております。

あと、アンケート。非常に厳しい方々がアンケートになかなか現れてこないというところは、これは平成28年度の実態調査のときにも本当に大きな課題であるというように議論をいただいたところです。先生からおっしゃっていただいたアンケート実施のときの工夫。そのようなことを少し考えていきたいと思っております。

〇部会長 ありがとうございました。それでは、少し時間が押していますので、またトータルにご意見を後ほどと思いますので次の議事へ進めたいと思います。議事3の「平成31年度子どもの貧困対策部会の運営」について事務局からお願いをします。

一事務局説明一

議事(3)平成31年度子どもの貧困対策部会の運営(ワーキンググループの設置)について

○委員 すみません。子どもの貧困対策計画の概要のところで、子どもの視点からというときに制度の具体的取組みについて、地域子育て支援拠点事業があったりしますね。大阪府下には40カ所くらいの、地域的に偏っていますが、児童館、もしくは青少年会館とか青少年センターとかいう名称の児童福祉とか学校外の子育て支援の館があるのですね。ところが一貫してそれに触れない。ある意味で非常に失礼な状況をいつまで続けるのかという気がしています。

児童館の建設というのは、国の奨励事業ですよね。次世代育成計画スタートの年には、 全国で4,500館の児童館しかないのに「7,500館に児童館を建設しましょう」。と いうのは、たいてい、中学校区。「2つの中学校区に1館は作ろう」ということが提唱され てもう10年以上になります。大阪はむしろ、減っているという状況があります。例えば、 子ども食堂という論点のときに私は、2013年か2014年くらいに京都の隣保館を活 用してひとり親家庭に対する支援施策ということで、子ども食堂を始めたという話を友人 から聞いて、大阪でも取組みたいということを考えました。私の所では、実際に取組んで もう約3年目を迎えているのですけれどもね。しかし、このような事業の拠点として、児 童館があってもおかしくないのに、全然、そのような部分が出てこないという状況。これ は、国も同じようなスタンスでこのような施策に対してまとめているのかどうか。それと も、大阪的特殊な形態になっていないかということが心配しているわけです。かたや、子 育て支援とか親支援とかひとり親のとか、つまり、地域のそのような機能アップのような 要求がいわれながらも児童福祉施設そのものに対する視点というものがほぼ一貫してない。 これはチャートの中にも出てこない。隣保館がやっとこの2、3年の間でこの中に登場し ましたが、児童館は一貫して他の審議会の部分でも出てこないというような状況になって おりまして、ここは、やはりきちんと新しい計画の中にはしっかり組み入れていただきた いと思います。

○部会長はいい。ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますか。

〇委員 はい。今おっしゃってくださって、同じようなことを思っておられる方があるのだなと思ったのは、この子ども食堂など今ここで何カ所も出ていますが、数にするとかなり増えていますが、本当にどのくらい地域の中にあるのか。そして、本当にそれが必要な人が利用されているのか。そして、その回数。話に聞くと月に1回とか2回とかもこの中に入っているはずなのですね。だからそのようなことが本当にこれをやっていて、それだけの実績が挙がっているかということはまだここには出てきていないのでそのようなことから考えて、本当に必要な人、そして、子どもたちが安心して、居場所として一緒にいることができるという意味から学童保育。この学童保育、子ども食堂それから、学習支援に

充てたものを一緒に組んで計画されればどうかと思うのです。大学で色々とやっていただいておりますが、色々な地域に学校というものが増えております。だからその学校の生徒それからまた、学校のOB、それらをお願いしてそして、一緒に学習支援をしてもらう。また、皆さんの力を借りて子ども食堂をやってもらう。そうすれば、この学童保育の中に本当にそのようなことが必要な子どもがたいてい、いると思うのですね。本当にそれらをもう少し活用して組織で皆で協力すればもっと良いものができるのではないかと思って国でも一度、言ったことがあるけれども、どこからかお見えになっていた行政の方が、「鉄崎さん、それは無理よ」と一言で言われたのです。その「無理よ」はおかしいと思うのですよね。このようなことを言ったときに「それは良い」とか、「それはあまりにも無謀だよ」とかいうような場合であればよいのですが、それも言わずに行政のほうから「駄目よ」というような返事が来ることは「私は何のためにこの委員会にいなければいけないのか」と思ったことがあるのですけれどもね。

だから、このことができるのであれば大阪府から発信していただければと思っております。お願いいたします。

〇部会長 ありがとうございました。学童保育の問題でした。

○委員 インターネット調査と書いてあったので今、見ていて、これは調査はインターネットでのみ行う。下のほうに郵送で行うものもあったのですが、1と2の上の「教育力に関する意識等」はこれはインターネット。インターネット環境にない人は排除されるのかと。

〇部会長 はい。ありがとうございます。質問としては、調査の方法論ということでありがとうございます。まず、お答えをお願いできますか。児童館とか学童保育は視野に入っていないのかということで。

〇事務局 児童館のお話と学童保育のお話ですね。正直申しまして、入れていないということではなくて、子どもの居場所づくりということを考えたときに必要な人が本当に使うことができるような環境ということを考えたときにどのような形がよいのか。例示として子ども食堂というような所を出していますが、これは、子どもの居場所づくりの取組みということで、検討させていただきたいと思っています。

あと、現在、記載のとおりインターネットという手法を考えておりまして、やり方としては、インターネット会社に委託をして、そこに登録されているモニターに調査をいただくということを考えています。そのインターネット会社にお聞きしたところ、所得については、300万円未満も3割ほどいるということで、いわゆる、被困窮層だけということではないというようには現時点で聞いていますが、調査を進める中で、先ほどからお話をいただいているように本当にしんどい、厳しい世帯の方の声をどのくらい聞くことができるのかと思っておりますので、引き続き相談しながら進めたいと考えています。

〇部会長 はい。今の点について、切り方の違いであって、例示の中で学童保育であったり、児童館だったりというところが子ども食堂の場になっていたり、学習支援の場になっ

ているのですね。現実的に。だからおそらく、それが見えるように例示として、その場所 の例示が学校もあれば児童館もあるし、学童保育の場でもあるというようにすると誤解が 生じないのではないかと思いながらお聞きしました。

それから、アンケート調査のほうは、私たちは大阪市も含めた10万件の調査をさせてもらって、実は全校配布で98%の回収率の所もあり、色々だったのですが、サンプルとしては、大阪府のデータ数でも同じ傾向が見えるという結果でした。ただ、インターネットについては平成27年度の調査ではなくて、子育て支援の調査のときもインターネットでされて、その時は議論があったのですね。「インターネットでアクセスできる人しか答えれないのではないか」というような議論は確かにございました。だからそこをどのように工夫するのかということが他市の自治体で丁寧に1件ずつ訪問して、説明するとかいうようなこともされたということは1つの例でございます。また、取り方の工夫をしていただければと思います。

最後に私から、皆さんがおっしゃっていたこととも関連しますし、貧困調査のまとめに も書かせてもらったのですが、委員がずっとおっしゃっているマップなのですね。私が言 っているのは貧困マップ。イギリスで出されている、どの地域が一番、しんどくて、どの 地域がどのようなのかということを、ここは公開の場なので、公表するかどうかは置いて おいて、施策を検討する、実施するする人たちは個人名ではなく地域を知っていてもよい のではないかと私は思うのです。そうすると、委員がおっしゃったどこの自治体がどのよ うな施策をやっているのかということは、行政がわかる。門真の事例も、いろいろな所で 例示するので、各地からアクセスがあるようです。そこのやろうとしておられる自治体で 「コンソーシアムが組めたらいいよね」というような話をしているのですが、それが大阪 府のここのホームページにいけばどこの自治体がどのようなことをしているのかがわかる となれば、いいなと思います。個別に皆さん、非常に苦労してアクセスして当たってこら れているので、例えば門真の例を挙げましたが、大阪府下でいくつか同じようにされよう として、それは事例検討会であるとか、大阪府がまとめてくださっているので、横展開し たり、お互いに聞き合ったりされておられます。結局はやっておられるのですが、見える 化していないということだけだと思うのですね。そのようなものも今後、色々な差別化す るとか、偏見をもたらすというようなことになると問題なのですが、そのような意味では なくて、そこの地域には優先して政策が、例えば、子ども食堂は真っ赤な地域からやって いかなければいけないとか、施策を立案するとき自治体の人にとっては優先課題が見える 方がいいと思いますので、貧困マップとか自治体による違いのようなものを知り合ってい ってもよいのではないかと思います。それを市民や国民すべてに公表するかどうかは別で す。イギリスはネットで、開くと貧困マップというものが出てきます。だから市民に公表 しておられます。ここに行けば真っ赤な地域の所は施策が豊かだと国民にわかる。国民が 見てもこの地域へ行けば施策が豊かだということがわかるので、若い層が転入していかれ る。沖縄でもある町が医療の現物給付をしておられる。学校で怪我をしました、学童で怪

我をしました、といって病院へ指導員が連れていくと、普通は立て替えないといけないのですが、みてもらえる、医療を実施してもらえるということで、現物給付をされているのです。そうすると何が成功したかというと、今は少子化とか子育て層が入って来ないという、地方へ行けばそのような悩みがおありなのですが、ここは、子育て世代がどんどん転入して来られているそうです。若い層が入って来て、これからに希望が見えてきたという結果も出ています。

だからそのようなマップという話も委員の話を聞きながら思っていました。

最後に1点だけ。今後の対策の中に入れていかれると良いと思うのですが、妊娠からというところで、この間、国で話題になったことは、助産師会(公益社団法人日本助産師会)とか産婦人科など医療機関において、望まない妊娠の相談、10代の妊娠の相談をわかりやすく、身近の病院どこでも実施する、どのように受け止めて次へリファーしていくのかを統一していく。一番、そこが重要なところではないかという議論もありました。そのようなこともその相談マップを作るのか、相談ガイドラインを作るのか、大阪府としてできることはわかりませんが、「横連携をぜひ、取っていきたい。産婦人科の横連携を取っていきたい」ということはおっしゃっていました。これは虐待と貧困とにつながっていく話ではないかと思いましたので、最後に付け加えさせていただきました。

このあと、今日、皆さんからいただいた課題とかご意見を資料修正とかしていただくようなことがございましたら部会長一任とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〇一同 はい。

〇部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了したいと思います。